

<p style="text-align: center;">市長への手紙</p> <p style="text-align: center;">(今までの主なご意見と回答)</p>	受付日	令和 5年 6月14日
	回答日	令和 5年 7月31日
件 名		
バイクの駐車場について		
内 容		
<p>50cc以上の中型・大型バイク用の駐車場が市内に少ない。50cc以下のバイク用の駐車場は多いが、法律でそこには中型・大型は停められないと言われた。中型・大型バイク用の駐車場新設予定はあるか。</p>		
回 答		
<p>道路交通法により、50ccを超えるバイク（自動二輪車）は自動車に、50cc以下のバイクは原動機付自転車に位置づけられ、原則として、自動二輪車は駐車場、原動機付自転車は駐輪場（自転車等駐車場）に停めることが、「駐車場法」や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」によって定められています。</p> <p>駐車場に停めることができるバイクの種類につきましては、区分（自動二輪車と原動機付自転車）により、法令や基準に違いがあることを踏まえ、土地や建物の規模、周辺の状況、収益性などを勘案し、各事業者が決定しているものとなります。</p> <p>なお、本市における公共施設の駐車場の多くは自動二輪車の駐車が可能であり、平成28年にオープンした文化創造拠点シリウスにおいては自動二輪駐車を設けております。</p> <p>バイク向けの公共駐車場を整備する計画はありませんが、頂きましたご意見・ご提案につきましては、鉄道事業者等に情報提供するほか、今後の参考とさせていただきます。</p>		
事務担当課	街づくり総務課（046-260-5444）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。